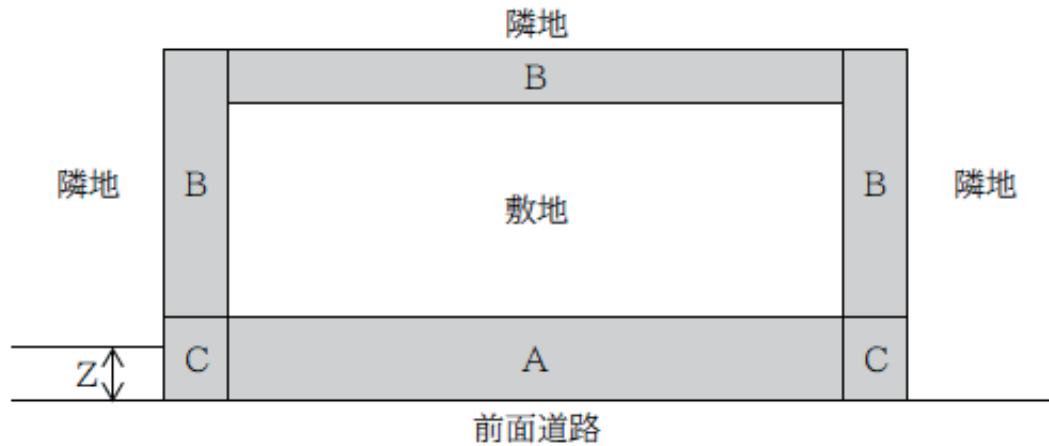


## 垣・さくの構造の制限

外構の設置の際、特に注意していただきたいこと

・制限の範囲

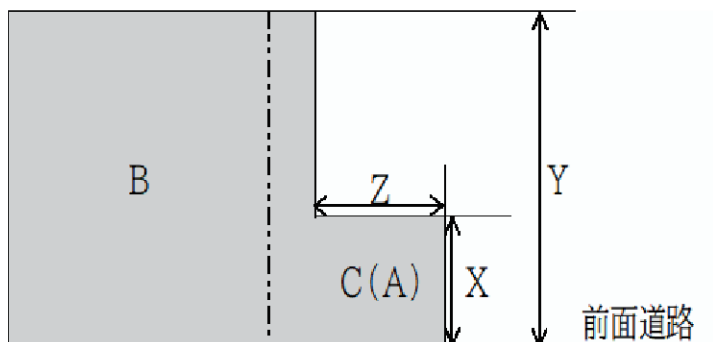


境界Aについては道路境界線の規定に従います。

境界Bについては隣地境界線の規定に従います。

境界C（AとBの接点）は道路境界にも接しているため、道路境界線の規定も満たすよう設計・施工してください。

隣地から見たCの側面



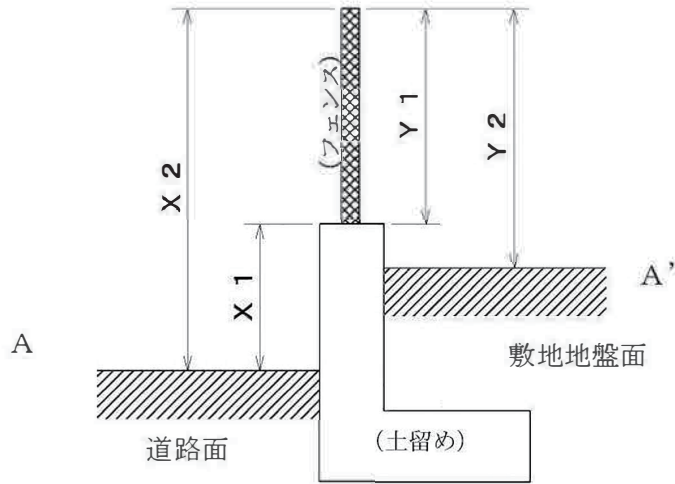
X：道路境界線側の制限に従ってください。

Y：隣地境界線側の制限に従ってください。（制限がない場合もあります）

Z：0.7m（地区整備計画中の但し書き、『…0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する場合は、この限りでない。』による。）

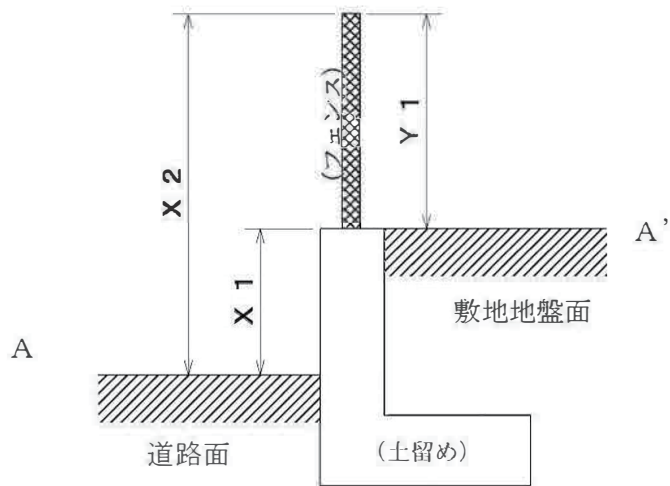
**断面図**

境界部分については必要に応じ断面図を作成してください。



X1, X2, Y1, Y2 : 各地区毎に定められた数値以下。地区毎に基準の取り方が異なるので注意してください。制限値はもっとも高い部分の制限となります。

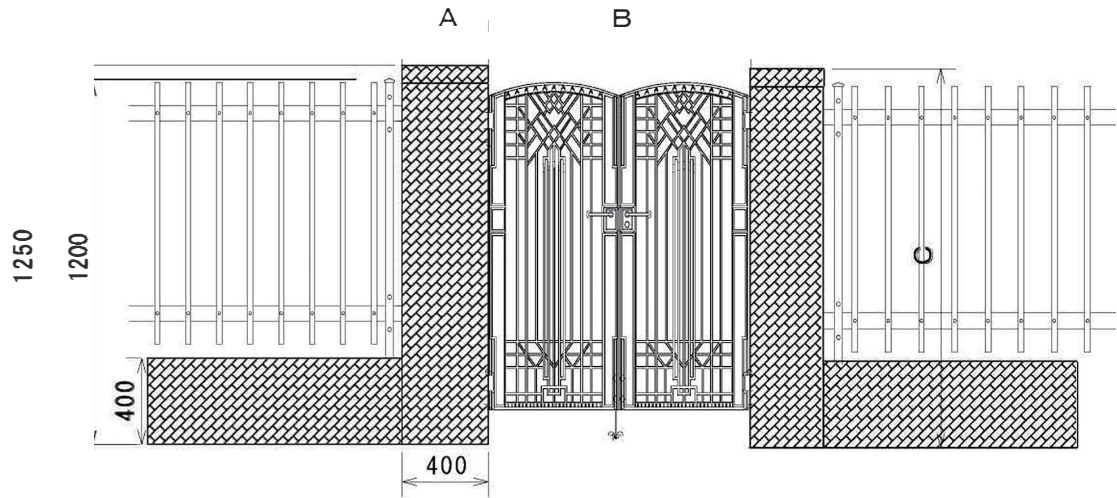
※土留めの高さが敷地地盤面以下とする規定がある場合



土留めが敷地から見えないように設計・施工してください。

・門柱に類するもの

門柱に類するものは、一般的に垣・さくの構造の制限から除外されていますが、下記を参考に設計・施工してください。



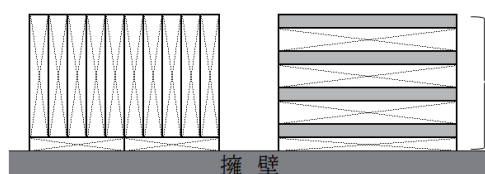
門柱の幅A、高さCは、特に定めのない限り、1.5m以内とします。

門扉の幅B若しくは高さ、構造については、特に定めのない限り、制限はありません。

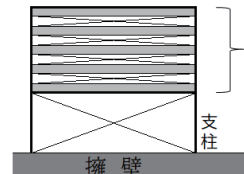
・フェンス、金属さく等透視可能なさく

メッシュフェンス等を想定していますが、これ以外のさくを設置する場合は、工作物を水平角度から見たときに、支柱及び柵等を含めて遮るもののない空間部の割合(透過率)を均等に50%以上としてください。

明らかに50%以上の透過率が確認できる場合を除き、透過率の検討式を図面のいずれかに記載してください。



均等に50%以上の空間部を確保すること



下部を開ける場合は、上部の目隠しとなる部分で均等に50%以上の空間部を確保すること

・生垣

生垣に関しては特に制限を設けませんが、近隣と調和を考えた樹種の選定、枝張り等の整備を行ってください。

